

参考資料

令和8年9月第3回定例会

令和 8 年大府市議会第 3 回定例会提出議案一覧表

区 分	件 数	
	令和 7 年 9 月	令和 8 年 9 月
1 条 例	5	1 0
(1) 制 定	0	0
(2) 全 部 改 正	0	0
(3) 一 部 改 正	5	1 0
(4) 廃 止	0	0
2 予 算	6	5
(1) 一 般 会 計 予 算	3	2
(2) 特 別 会 計 予 算	2	2
(3) 企 業 会 計 予 算	1	1
3 そ の 他 の 議 案	4	2
4 人 事 案 件	2	1
5 決 算	5	5
計	2 2	2 3

令和 8 年大府市議会第 3 回定例会提出議案

【報 告】

- 報告第 8 号 専決処分の報告について（損害賠償）
報告第 9 号 令和 6 年度大府市下水道事業会計継続費精算報告書について
報告第 10 号 令和 7 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

【条 例】

- 議案第 45 号 大府市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
議案第 46 号 大府市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
議案第 47 号 大府市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
議案第 48 号 大府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第 49 号 大府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
議案第 50 号 大府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第 51 号 大府市自然体験学習施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第 52 号 大府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
議案第 53 号 大府市産業立地促進条例の一部改正について
議案第 54 号 大府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

【補正予算】

- 議案第 55 号 令和 8 年度大府市一般会計補正予算（第 3 号）
議案第 56 号 令和 8 年度大府市一般会計補正予算（第 4 号）
議案第 57 号 令和 8 年度大府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 58 号 令和 8 年度大府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 59 号 令和 8 年度大府市水道事業会計補正予算（第 1 号）

【その他】

- 議案第 60 号 市道の路線認定について
議案第 61 号 財産の取得について

【決 算】

- 認定第 1 号～認定第 5 号
令和 7 年度大府市一般会計歳入歳出決算及び 2 特別会計歳入歳出決算の認定並びに令和 7 年度大府市水道事業会計決算及び大府市下水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について

後日提案

【人 事】

議案第 6 2 号 教育委員会委員の任命について

【報 告】

報告第 8 号 専決処分の報告について（損害賠償）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の指定した専決処分事項（昭和 46 年大府市議決第 61 号）について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するもの

・ 損害賠償について

令和 8 年 5 月 29 日吉田町四丁目地内の大府市消防団吉田分団詰所において、建物外壁に設置されたホースタワーに干していた消防用ホースが強風により大きく揺れたことにより、ホース先端の金具が、駐車していた被害者の所有する普通自動車に衝突し、当該普通自動車のリアガラスを破損させた事故に対し、140,910 円を賠償したもの

（担当課等）

消防総務課

報告第 9 号 令和 6 年度大府市下水道事業会計継続費精算報告書について

令和 6 年度大府市下水道事業会計予算で設定した継続費に係る継続年度が終了したので、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 18 条の 2 第 2 項の規定により報告するもの

・ 雨水整備事業

（担当課等）

水道工務課

報告第 10 号 令和 7 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 7 年度健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告するもの

※「令和 7 年度健全化判断比率及び資金不足比率の概要」参照（10 頁）

（担当課等）

財務政策課

【条 例】

議案第 45 号 大府市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）の施行及び地方公共団体情報システムの標準化への対応等に伴い、条例を改正するもの

（内 容）

- ・市役所窓口での特定在留カード及び特定特別永住者証明書による印鑑登録証明書交付の申請を可能とするもの
- ・片仮名表記の印鑑の登録が可能な外国人住民の対象範囲の拡大
- ・用語の整理

（施行期日）

公布の日

（担当課等）

市民課

議案第46号 大府市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）の一部改正に伴い、条例を改正するもの

（内 容）

- ・引用条項の改正

（施行期日）

令和8年10月1日

（担当課等）

協働推進課

議案第47号 大府市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

地方公共団体情報システムの標準化への対応及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、条例を改正するもの

（内 容）

- ・市の住民基本台帳に記録されていない者を特定するための番号を付番し、管理する事務について、個人番号を利用できる事務に追加するとともに、市内部における特定個人情報の利用に係る規定を整備するもの

- ・生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護に関する事務について、法別表の事務に準ずる事務とされたため、当該事務に係る規定を削除するもの

（施行期日）

令和8年11月24日

（担当課等）

行政管理課、福祉まると相談課

議案第48号 大府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、条例を改正するもの

（内 容）

- ・満3歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う規定の整備
- ・用語の整理

（施行期日）

公布の日

（担当課等）

幼児教育保育課

議案第49号 大府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正等に伴い、条例を改正するもの

（内 容）

第1条 大府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大府市条例第26号）の一部改正

- ・満3歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う規定の整備
- ・理学療法士等を事業所に1人に限り保育士とみなすことができることとするもの
- ・児童対象性暴力等の防止等のため、事業者には児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認等の措置を義務づける規定の追加

第2条 大府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年大府市条例第19号）の一部改正

- ・満3歳以上満4歳未満の児童に係る保育士等の配置基準に係る経過措置の適用期間の改正

「当分の間」 → 「令和10年3月31日までの間」

（施行期日）

公布の日。ただし、児童対象性暴力等の防止等に係る部分は、令和8年12月25日

（担当課等）

幼児教育保育課

議案第50号 大府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）の一部改正に伴い、条例を改正するもの

（内 容）

- ・児童対象性暴力等の防止等のため、事業者児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認等の措置を義務づける規定の追加

（施行期日）

令和8年12月25日

（担当課等）

幼児教育保育課

議案第51号 大府市自然体験学習施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

二ツ池セレクトナを、環境について学ぶことができる施設として改修することに伴い、条例を改正するもの

（内 容）

- ・題名の改正「大府市環境学習センター二ツ池セレクトナの設置及び管理に関する条例」
- ・施設の名称変更 「自然体験学習施設」 → 「環境学習センター二ツ池セレクトナ」
- ・設置目的に持続可能な社会に向けた行動変容を促すことを追加
- ・学習室をオープンスペースに改修することに伴い、専用利用に係る規定を削除するもの

(施行期日)
規則で定める日

(担当課等)
ゼロカーボン推進課

議案第 5 2 号 大府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）の一部改正に伴い、条例を改正するもの

(内 容)
・引用条項の改正

(施行期日)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 4 3 号）
附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日

(担当課等)
ゼロカーボン推進課

議案第 5 3 号 大府市産業立地促進条例の一部改正について

産業競争力強化法（平成 2 5 年法律第 9 8 号）の一部改正に伴い、条例を改正するもの

(内 容)
・引用条項の改正

(施行期日)
公布の日

(担当課等)
商工業ウェルネスバレー推進課

議案第 5 4 号 大府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 3 1 年政令第 3 3 5 号）の一部改正に伴い、条例を改正するもの

(内 容)

- ・非常勤消防団員等の葬祭補償の定額部分の引上げ
「315,000円」 → 「330,000円」

(施行期日等)

公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(担当課等)

消防総務課

【補正予算】

議案第55号 令和8年度大府市一般会計補正予算（第3号）

※「第3回定例会補正予算（その1）の概要」参照（12頁）

議案第56号 令和8年度大府市一般会計補正予算（第4号）

議案第57号 令和8年度大府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第58号 令和8年度大府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第59号 令和8年度大府市水道事業会計補正予算（第1号）

※「第3回定例会補正予算（その2）の概要」参照（16頁）

【その他】

議案第60号 市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道の路線を認定するため、同条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの

(内 容)

- ・市道4387号線について、民間の開発行為による道路の帰属があったため、新たに認定するもの

※「路線認定位置図」参照（23頁）

(担当課等)

建設総務課

議案第61号 財産の取得について

財産を取得するため、大府市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和45年大府市条例第39号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

(内 容)

- ・取得する財産 小型動力ポンプ付積載車（吉田分団・共和分団）
- ・取得の方法 指名競争入札
- ・取得金額 29,994,960円
- ・契約の相手方 名古屋市中区千代田四丁目9番6号
萬茂防災株式会社
代表取締役 瀧 本 公一朗

※入札参加者数7社 入札回数1回

※「小型動力ポンプ付積載車の概要」参照（25頁）

(担当課等)

消防総務課

【決 算】

認定第 1号～認定第 5号

令和7年度大府市一般会計歳入歳出決算及び2特別会計歳入歳出決算の
認定並びに令和7年度大府市水道事業会計決算及び大府市下水道事業
会計決算の認定及び剰余金の処分について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和7年度大府市一般会計歳入歳出決算及び2特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定に付すもの。また、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和7年度大府市水道事業会計決算及び大府市下水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定に付すとともに、同法第32条第2項の規定により、令和7年度大府市水道事業会計及び大府市下水道事業会計に係る剰余金の処分について議会の議決を求めるもの

後日提案

【人 事】

議案第62号 教育委員会委員の任命について

教育委員会委員を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの

(内 容)

- ・委員5名のうち1名の任期（4年）が満了することに伴い、委員を任命するもの

(担当課等)

学校教育課

報告第10号関係

令和7年度健全化判断比率及び資金不足比率の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和7年度健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表する。

1 健全化判断比率

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.07)	— (17.07)	0.4 (25.0)	— (350.0)

* 早期健全化基準を括弧内に表示する。

（1）実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。大府市の実質収支は黒字であり、実質赤字比率は△5.81％（負の値）となるので、「－」と表示する。

（2）連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率。大府市の連結実質収支は黒字であり、連結実質赤字比率は△20.39％（負の値）となるので、「－」と表示する。

(3) 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金)} - \text{(特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{(3 か年平均)} \quad \text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率（3 か年の平均値）

(4) 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{(充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。大府市の将来負担比率は、充当可能基金額等が将来負担額を上回り、△ 1 7 . 8 %（負の値）となるので、「－」と表示する。

2 資金不足比率

（単位：％）

公営企業会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	－ (20. 0)
下水道事業会計	－ (20. 0)

＊経営健全化基準を括弧内に表示する。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。水道事業会計及び下水道事業会計はいずれも資金の不足額がなく、資金不足比率が算定されないので、「－」と表示する。

第 3 回定例会補正予算（その 1）の概要

1 総 括

第 3 回定例会に提出する一般会計補正予算（第 3 号）は、補正予算額が 12,006 千円の増額で、補正後の予算規模は、44,696,945 千円となる。

補正内容は、次のとおりである。

歳出では、自主防犯活動促進事業費補助金 2,000 千円、国民年金システム改修委託料 2,427 千円、中学校整備工事費 5,500 千円等を増額するものである。

歳入では、基礎年金等事務費交付金 2,427 千円、自主防犯活動促進事業費補助金 1,000 千円及び財政調整基金繰入金 8,579 千円をそれぞれ増額するものである。

2 予算規模

(単位 : 千円、%)

会 計 名	補正前の予算額	補正予算額	計 A	令和7年度9月 補正後予算額 B	A - B C	C/B × 100
一 般 会 計	44,684,939	12,006	44,696,945	44,944,321	△247,376	△0.6
特 別 会 計	8,853,676	0	8,853,676	8,730,717	122,959	1.4
国民健康保険	6,992,016	0	6,992,016	6,931,933	60,083	0.9
後期高齢者医療	1,861,660	0	1,861,660	1,798,784	62,876	3.5
企 業 会 計	6,055,586	0	6,055,586	6,283,754	△228,168	△3.6
水道事業	2,571,422	0	2,571,422	2,766,784	△195,362	△7.1
下水道事業	3,484,164	0	3,484,164	3,516,970	△32,806	△0.9
合 計	59,594,201	12,006	59,606,207	59,958,792	△352,585	△0.6

3 一般会計

(1) 歳入

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明
	千円	千円	千円	千円
15 国庫支出金	7,047,901	2,427	7,050,328	基礎年金等事務費交付金増額 2,427
16 県支出金	3,512,491	1,000	3,513,491	自主防犯活動促進事業費補助金増額 1,000
19 繰入金	4,377,453	8,579	4,386,032	財政調整基金繰入金増額 8,579
計	44,684,939	12,006	44,696,945	

(2) 歳出

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明
	千円	千円	千円	千円
2 総務費	5,362,082	2,000	5,364,082	防犯啓発事業 自主防犯活動促進事業費補助金増額 2,000
3 民生費	19,141,893	2,427	19,144,320	国民年金事務管理事業 国民年金システム改修委託料増額 2,427
10 教育費	4,832,449	7,579	4,840,028	中学校施設整備管理事業 中学校整備工事増額 5,500 施設用備品(1件100万円以上)増額 2,079
計	44,684,939	12,006	44,696,945	

4 基金の状況

(単位:千円)

区 分	令和7年度末 残高	今回補正前				今回補正額		
		令和8年度中増減見込額			令和8年度末 残高見込額	令和8年度中増減見込額		令和8年度末 残高見込額
		積立見込額	決算剰余金	取崩見込額		積立見込額	取崩見込額	
財政調整基金	5,219,048	71,006		1,359,156	3,930,898		8,579	3,922,319
奨学基金	140,185			6,576	133,609			133,609
減債基金	545,588	4,353			549,941			549,941
緑化基金	148,960			4,394	144,566			144,566
文化振興基金	58,106			13,796	44,310			44,310
国際交流基金	76,887			2,102	74,785			74,785
スポーツ振興基金	54,269			1,786	52,483			52,483
協働のまちづくり推進基金	13,078			1,552	11,526			11,526
公共施設等整備基金	1,732,705	24,575		409,454	1,347,826			1,347,826
みちづくり基金	907,753	11,067		196,876	721,944			721,944
子ども・子育て応援基金	678,718	9,348		82,114	605,952			605,952
ふるさとおおぶ応援基金	2,867,926	1,626,232		2,200,000	2,294,158			2,294,158
地方創生応援基金	9,101			9,101	0			0
学校給食費無償化基金	807,130	11,511		100,000	718,641			718,641
合 計	13,259,454	1,758,092	0	4,386,907	10,630,639	0	8,579	10,622,060
国民健康保険財政調整基金	233,952	337		128,759	105,530			105,530

※端数処理(四捨五入)の関係上、表内の合計が一致しない場合があります。

第3回定例会補正予算（その2）の概要

1 総括

第3回定例会に提出する補正予算は、一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計及び水道事業会計で、補正予算の総額は、1,409,528千円の増額で、補正後の予算規模は、61,015,735千円となる。

（1）一般会計

一般会計補正予算（第4号）は、補正予算額が1,307,911千円の増額で、補正後の予算規模は、46,004,856千円となる。

補正内容は、次のとおりである。

歳出では、公共施設等整備基金積立金150,000千円、財政調整基金積立金914,838千円、認知症啓発動画制作委託料1,177千円及び学校給食非喫食者支援補助金1,488千円を新たに計上するとともに、国県支出金等返還金59,852千円、国民健康保険事業特別会計へ繰出し86,666千円、私立保育園運営事業、地域型保育給付事業及び認定こども園事業に係る民間保育所等食材料費等補助金5,392千円、水道事業会計補助金62,033千円、公園等施設管理事業に係る修繕料5,000千円、小学校施設整備管理事業に係る調査測量・設計監理委託料3,000千円、中学校運営事業に係る施設用備品14,869千円等を増額するほか、後期高齢者医療事業特別会計へ繰出し6,782千円等を減額するものである。

また、入学や進級など新生活を迎える子育て世帯を対象に、大府市産の有機米である「おおぶニック学校給食米」を配布するため、地産地消推進事業に係る消耗品費6,045千円及び通信運搬費2,704千円をそれぞれ増額するものである。

歳入では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金22,877千円及び保育所等給食費軽減対策支援金8,985千円を新たに計上するとともに、介護保険事業費補助金2,000千円、財政調整基金繰入金109,211千円及び前年度繰越金1,164,838千円をそれぞれ増額するものである。

債務負担行為においては、小学校運営事業を新たに設定するものである。

（2）国民健康保険事業特別会計

国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、補正予算額が100,594千円の増額で、補正後の予算規模は、7,092,610千円となる。

補正内容は、歳出で、国民健康保険財政調整基金積立金100,000千円を新たに計上し、国民健康保険財政調整基金利子積立金594千円を増額するとともに、歳入で、国民健康保険財政調整基金利子594千円、その他一般会計繰入金100,000千円及び前年度繰越金71,196千円をそれぞれ増額するほか、出産育児一時金繰入金13,334千円及び国民健康保険財政調整基金繰入金57,862千円をそれぞれ減額するものである。

（３）後期高齢者医療事業特別会計

後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）は、補正予算額が990千円の増額で、補正後の予算規模は、1,862,650千円となる。

補正内容は、歳出で、国県支出金等返還金990千円を新たに計上するとともに、歳入で、子ども・子育て支援事業費補助金5,115千円を新たに計上し、前年度繰越金2,657千円を増額するほか、事務費繰入金6,782千円を減額するものである。

（４）水道事業会計

水道事業会計補正予算（第１号）の内容は、収益的支出で、業務費に係る通信運搬費33千円を増額するとともに、収益的収入で、一般会計補助金62,033千円を増額し、水道料金62,000千円を減額するものである。

2 予 算 規 模

(単位 : 千円、%)

会 計 名	補正前の予算額	補正予算額	計 A	令和7年度9月 補正後予算額 B	A - B C	C/B × 100
一 般 会 計	44,696,945	1,307,911	46,004,856	44,944,321	1,060,535	2.4
特 別 会 計	8,853,676	101,584	8,955,260	8,730,717	224,543	2.6
国民健康保険	6,992,016	100,594	7,092,610	6,931,933	160,677	2.3
後期高齢者医療	1,861,660	990	1,862,650	1,798,784	63,866	3.6
企 業 会 計	6,055,586	33	6,055,619	6,283,754	△228,135	△3.6
水道事業	2,571,422	33	2,571,455	2,766,784	△195,329	△7.1
下水道事業	3,484,164	0	3,484,164	3,516,970	△32,806	△0.9
合 計	59,606,207	1,409,528	61,015,735	59,958,792	1,056,943	1.8

3 一般会計

(1) 歳入

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明
	千円	千円	千円	千円
15 国庫支出金	7,050,328	24,877	7,075,205	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 22,877 介護保険事業費補助金増額 2,000
16 県支出金	3,513,491	8,985	3,522,476	保育所等給食費軽減対策支援金 8,985
19 繰入金	4,386,032	109,211	4,495,243	財政調整基金繰入金増額 109,211
20 繰越金	300,000	1,164,838	1,464,838	前年度繰越金増額 1,164,838
計	44,696,945	1,307,911	46,004,856	

(2) 歳出

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明
	千円	千円	千円	千円
2 総務費	5,364,082	1,124,690	6,488,772	ファシリティマネジメント推進事業 公共施設等整備基金積立金 150,000 予算執行管理事業 国県支出金等返還金増額 59,852 財政調整基金積立金 914,838
3 民生費	19,144,320	85,280	19,229,600	国民健康保険特別会計繰出金事業 国民健康保険事業特別会計へ繰出し増額 86,666 高齢者生活支援事業 消耗品費増額 672 認知症啓発動画制作委託料 1,177 後期高齢者医療繰出金事業 後期高齢者医療事業特別会計へ繰出し 減額 △6,782 認可外保育施設事業 民間保育所等食材料費等補助金減額 △45 私立保育園運営事業 民間保育所等食材料費等補助金増額 2,725 地域型保育給付事業 民間保育所等食材料費等補助金増額 172 認定こども園事業 民間保育所等食材料費等補助金増額 2,495 幼稚園事業 民間保育所等食材料費等補助金減額 △1,800
4 衛生費	4,172,734	62,033	4,234,767	水道事業補助事業 水道事業会計補助金増額 62,033
6 農林水産業費	400,258	8,749	409,007	地産地消推進事業 消耗品費増額 6,045 通信運搬費増額 2,704

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明
	千円	千円	千円	千円
8 土木費	4,933,722	7,035	4,940,757	公園等施設管理事業 修繕料増額 5,000 施設維持管理委託料増額 2,035
10 教育費	4,840,028	20,124	4,860,152	小学校施設整備管理事業 調査測量・設計監理委託料増額 3,000 中学校運営事業 施設用備品増額 14,869 スポーツ施設整備事業 手数料増額 767 学校給食運営事業 学校給食非喫食者支援補助金 1,488
計	44,696,945	1,307,911	46,004,856	

(3) 債務負担行為
追加

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
小学校運営事業	令和9年度	21,373

4 国民健康保険事業特別会計

(1) 歳入	千円
国民健康保険財政調整基金利子増額	594
出産育児一時金繰入金減額	△13,334
その他一般会計繰入金増額	100,000
国民健康保険財政調整基金繰入金減額	△57,862
前年度繰越金増額	71,196
計	100,594
(2) 歳出	千円
国民健康保険財政調整基金積立事業	
国民健康保険財政調整基金積立金	100,000
国民健康保険財政調整基金利子積立金増額	594
計	100,594

5 後期高齢者医療事業特別会計

(1) 歳入	千円
事務費繰入金減額	△6,782
前年度繰越金増額	2,657
子ども・子育て支援事業費補助金	5,115
計	990
(2) 歳出	千円
償還金及び還付加算金事業	
国県支出金等返還金	990
計	990

6 水道事業会計

(1) 収益的収入	千円
水道料金減額	△62,000
一般会計補助金増額	62,033
計	33
(2) 収益的支出	千円
通信運搬費増額	33
計	33

7 基金の状況

(単位:千円)

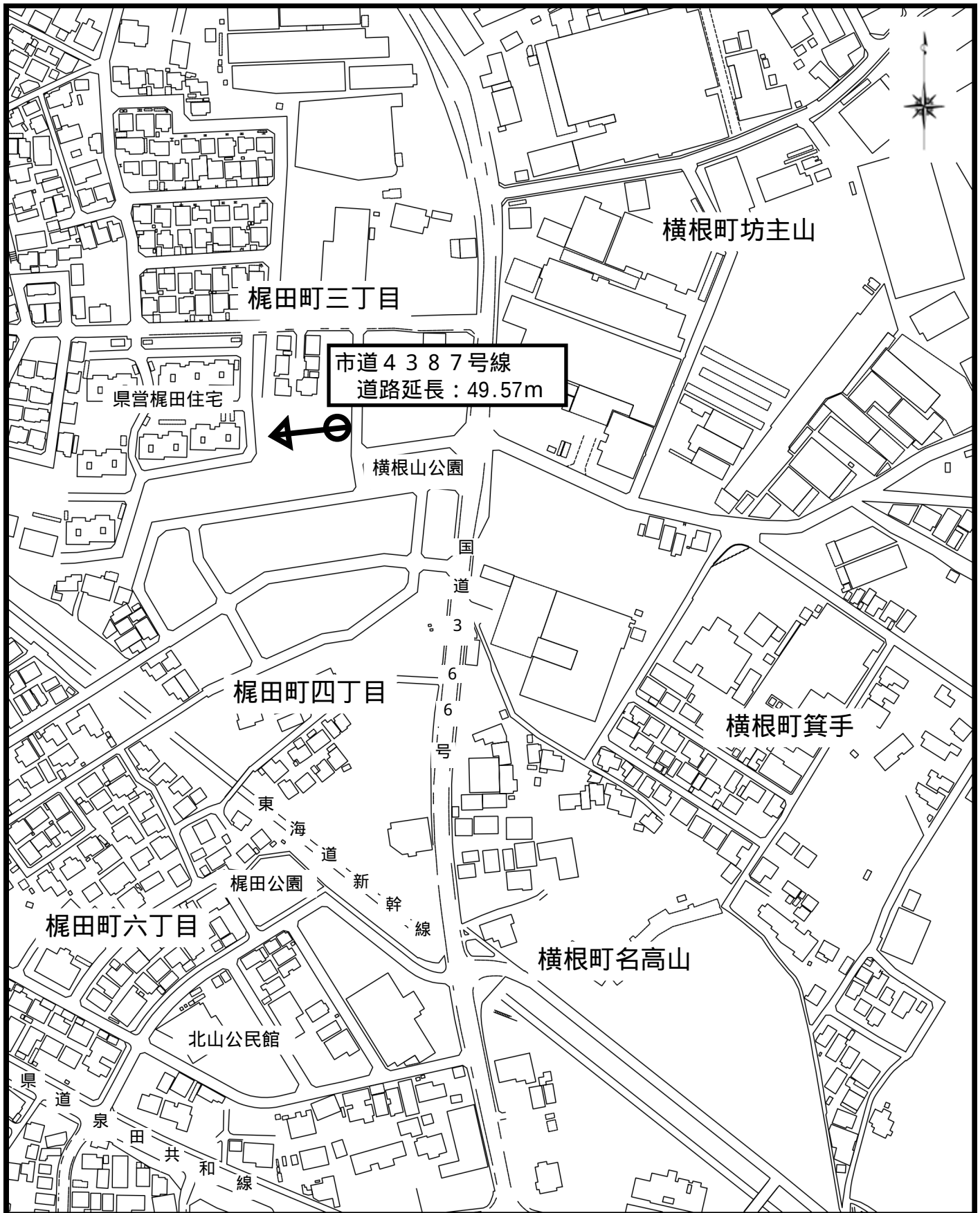
区 分	令和7年度末 残高	今回補正前			今回補正額			
		令和8年度中増減見込額		令和8年度末 残高見込額	令和8年度中増減見込額			令和8年度末 残高見込額
		積立見込額	取崩見込額		積立見込額	決算剰余金	取崩見込額	
財政調整基金	5,219,048	71,006	1,367,735	3,922,319		914,838	109,211	4,727,946
奨学基金	140,185		6,576	133,609				133,609
減債基金	545,588	4,353		549,941				549,941
緑化基金	148,960		4,394	144,566				144,566
文化振興基金	58,106		13,796	44,310				44,310
国際交流基金	76,887		2,102	74,785				74,785
スポーツ振興基金	54,269		1,786	52,483				52,483
協働のまちづくり推進基金	13,078		1,552	11,526				11,526
公共施設等整備基金	1,732,705	24,575	409,454	1,347,826		150,000		1,497,826
みちづくり基金	907,753	11,067	196,876	721,944				721,944
子ども・子育て応援基金	678,718	9,348	82,114	605,952				605,952
ふるさとおおぶ応援基金	2,867,926	1,626,232	2,200,000	2,294,158				2,294,158
地方創生応援基金	9,101		9,101	0				0
学校給食費無償化基金	807,130	11,511	100,000	718,641				718,641
合 計	13,259,454	1,758,092	4,395,486	10,622,060	0	1,064,838	109,211	11,577,687

国民健康保険財政調整基金	233,952	337	128,759	105,530	594	100,000	△57,862	263,986
--------------	---------	-----	---------	---------	-----	---------	---------	---------

※端数処理(四捨五入)の関係上、表内の合計が一致しない場合があります。

路線認定位置図

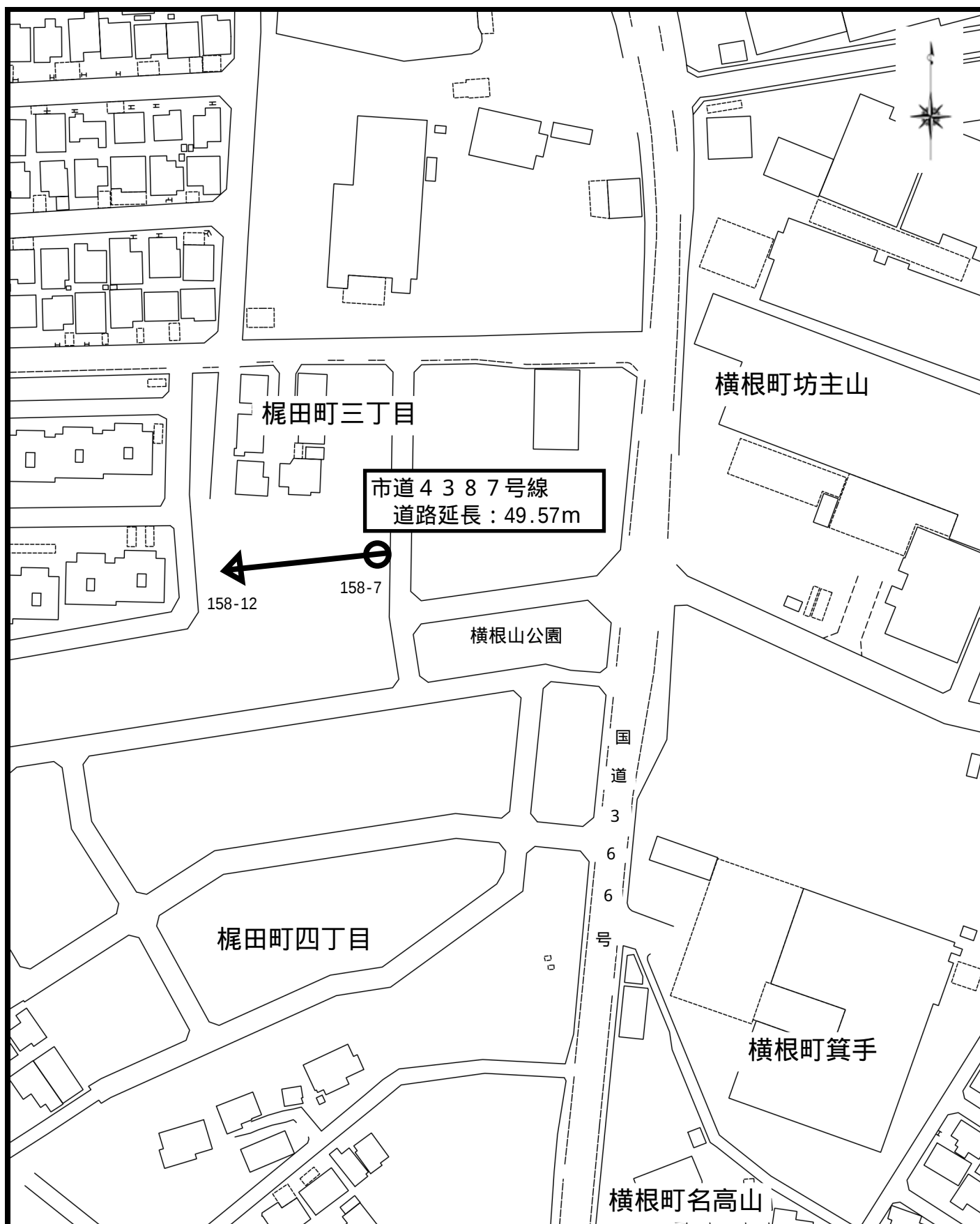
議案第60号関係



1:3,000

○ : 起点
▲ : 終点

詳細図



1 : 1,500

○ : 起点
△ : 終点

小型動力ポンプ付積載車の概要

1 主な車両仕様

- | | |
|-------------|------------------|
| (1) 名 称 | 小型動力ポンプ付積載車 |
| (2) 車体の形状 | キャブオーバー型ダブルシート |
| (3) 駆 動 | 2 輪駆動方式 |
| (4) エ ン ジ ン | ガソリンエンジン |
| (5) 変 速 装 置 | オートマチックトランスミッション |
| (6) 装 備 等 | |
| ア | ポンプ昇降装置 |
| イ | 赤色警光灯 (LED 式) |
| ウ | 作業灯 (LED 式) |
| (7) 乗 車 定 員 | 6 名 |

2 主な積載品

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 小型動力ポンプ (B-2 級) | 1 式 |
| (2) ジャッキ | 2 式 |
| (3) 移動式救助工具セット | 1 式 |
| (4) バッテリー式照明器具 | 1 式 |
| (5) 携帯用投光器 | 1 式 |
| (6) ホース延長用資機材 | 1 式 |
| (7) 災害用救急セット | 1 式 |

3 台数 2 台